

1, 法人格決定のポイント

- ① 組織のビジョンや体制、在り方とマッチしているかどうか
 - ・あまり差はない。財産に法人格がつくか、人格に法人格がつくか
- ② 運営上のメリットデメリット（税制や会計処理など）
 - ・あまり差はない。どちらも「一般」なので優遇などはない。財団法人は純資産が2期連続300万円になった場合は解散となる
- ③ 法人設立（存続）時の費用と手間
 - ・財団法人存続の場合は、15～20万円程度か。手間は、現在の理事と評議員に決議をってもらうステップを取る（理事、評議員、定款などの変更）。
 - ・社団法人の場合は、250～500万円程度の費用がかかる。社団自体は立ち上げるのは大変ではないが、その後の統合で専門家（公認会計士など）のサポートが必要になるため、上記のような費用を換算した。
- ④ 指定管理の取り扱い
 - ・財団法人の場合は年度内に名称・理事などの変更予定に関する資料を提出し、法人名称変更で進行できる
 - ・社団法人の場合は、年度内に社団法人設立の資料を提出し、3/3の指定管理選定委員会、3/21の市議会議決を通してから新法人への移行とする。